

児童指導員の任用資格とは

1. 厚生労働大臣の指定する養成施設を卒業した者
→児童指導員養成のための科目が設置されている学校。福祉系の専門学校などです。
2. 4年制大学の学部で指定科目を修めて卒業した者
→心理学、教育学、社会学系の学部。通信制でも学べるところがあります。
3. 小・中学校または高等学校の教諭の資格を持つもので、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者 →免許状の種別や教科は不問です。
4. 高等学校を卒業したもので、2年以上児童福祉事業に従事した者
5. 3年以上児童福祉事業に従事した者で、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者

このほか、国家資格である「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の資格を持っている人にも、児童指導員の任用資格が与えられます。

※児童指導員の任用資格は、学校の卒業証書などで証明されるため、別途特別な試験を受ける必要はありません。